

公益財団法人日本スポーツ施設協会
スポーツ救急員に関する規程

1. スポーツ救急員養成講習会開催規程

(目 的)

第1条 協会は、本規程に基づき、次の事項の具体的な実現を図る。

- (1) 施設利用者等の緊急時に迅速かつ的確に対応できる人材の養成を行う。
- (2) スポーツ救急員の資質向上を継続的に行い、社会的信頼性を確保する。
- (3) 体育・スポーツ施設の指導者及び施設管理者の緊急対応に際し中心的役割を担う人材の養成を行う。
- (4) 体育・スポーツ施設に従事する者への事故防止等安全に関する啓蒙活動を行う。

(種類と役割)

第2条 協会が認定するスポーツ救急員の種類と役割は次のとおりとする。

1. 公認インストラクター（以下 「インストラクター」という）

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するように努め、所属する施設及び周辺の安全に寄与する人材の養成として、プロバイダーの養成を担う者

2. 認定プロバイダー（以下 「プロバイダー」という）

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するように努め、所属する施設及び周辺の安全に関する啓蒙活動や講習会への開催サポートの役割を担う者

(講習会の開催及び基準カリキュラム)

第3条 協会は、スポーツ救急員を養成するため、別に定める基準カリキュラムに基づき養成講習会を開催する。なお、救急蘇生に関する内容は、『救急蘇生法の指針 2020』市民用の内容に準拠する。

1. インストラクター養成講習会の開催

協会が開催する養成講習会以外に、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

2. プロバイダー養成講習会の開催

インストラクターによりプロバイダー養成講習会の開催申請が行

われ、協会が認めた場合に開催することができる。また、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

3. 各講習会を開催する個人及び団体は、インストラクター、プロバイダー養成講習会開催申請書（様式－1）、日程表（別紙1）及び受講者名簿（別紙2）を協会に提出しなければならない。
4. 各講習会を開催した場合は、インストラクター、プロバイダー養成講習会報告書（様式－2）及び修了者名簿（別紙3）を講習会終了後30日以内に提出しなければならない。

（資格認定及び登録）

第4条 スポーツ救急員の資格認定及び登録については、次のとおりとする。

1. 第3条により開催された講習会を受講し、認定基準を満たした者に対して認定資格を付与する。
2. 資格認定を受けた者は、協会に認定資格者として登録することができる。
3. 認定資格を取得するための講習会の受講料は、次のとおりとする。

①インストラクター養成講習会

受講料：20,000円（資料代を含む）

②プロバイダー養成講習会

受講料：2,000円

なお、プロバイダー養成講習会の受講料は、実施する個人又は団体により上限2,000円の範囲内で個別に設定することができる。

（資格の更新等）

第5条 認定資格の更新に当たっての要件等については、別に定める。

（暫定的措置）

第6条 令和3年8月1日以前にスポーツ救急手当講習会により認定された次に掲げる認定資格者の更新に関して、次期更新を希望する方は、今回に限り暫定的措置として、自動的に既定の有効期間に1年間を加算した期間を認定期間とする。

- ① スポーツ救急手当インストラクター（酸素救急資格）
- ② スポーツ救急手当インストラクター
- ③ スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格）
- ④ スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格+環境障害）

- ⑤ スポーツ救急手当プロバイダー
- ⑥ スポーツ救急手当プロバイダー（環境障害）
- ⑦ CPR&AED プロバイダー（旧資格）

2. インストラクター及びプロバイダーの新規養成に関しては、暫定的措置期間においても養成講習会の開催により認定資格を取得できるものとする。

（補 則）

第7条 認定基準等に関しては、協会定款第40条に定める専門委員会の資格認定委員会により別に定める。

<附 則>

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

2. スポーツ救急員登録規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）は、「公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツ救急員養成講習会開催規程」第3条に基づき、スポーツ救急員養成講習会を修了し、認定基準を満たした者の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

(資格申請)

第2条 スポーツ救急員の登録に関する申請は、協会が認めたスポーツ救急員養成講習会を修了し、認定基準を満たした者が、個人又は団体単位で協会に申請する。

(新規登録申請)

第3条 スポーツ救急員として登録を希望する者は、登録申請書（様式-3）を協会に提出し登録申請を行い、次に定める登録料を納めなければならない。

(1) 公認インストラクター（以下「インストラクター」という）

（令和4年4月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：20,000円（有効期間4年間）

(2) 認定プロバイダー（以下「プロバイダー」という）

（令和3年8月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：3,000円（有効期間4年間）

(手続期日及び資格認定月)

第4条 前条に定める新規の登録申請手続きは、認定通知の受領後30日以内に行わなければならない。なお、登録年月は、資格認定を受けた年月をもって登録年月とし、その年月から4年間を認定資格の有効期間とする。

(登録証（カード）の交付)

第5条 登録が完了した者には、協会発行の登録証（カード）を交付する。

(登録の更新要件)

第6条 4年ごとに登録の更新を希望する者は、有効期間内に次の更新要件を満たさなければならない。

(1) インストラクターの場合

プロバイダーの養成講習会開催の企画・運営及び講師を年1回以上行うこと。また、有効期間の4年間に1回以上協会指定の研修会若しくは日本赤十字社等が主催する救急法基礎講習会を受講し受講証明を受領すること。

(2) プロバイダーの場合

有効期間内4年に1回以上、次の①または②を行うこと。

①地域で開催される救急法の講習会に参加し受講証明を受領すること。

②認定スポーツ救急員プロバイダー養成講習会を受講すること。

(登録更新手続)

第7条 登録の更新を希望する者は、有効期限の60日前までに登録申請書(様式-3)および前条記載の受講証明を協会に提出し、指定された銀行口座に第3条に定める登録料(インストラクター:20,000円、プロバイダー:3,000円)を納めなければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録の辞退は、本人若しくは代理人により登録期間内に辞退の申出があった場合に受理する。ただし、登録の辞退を受理した場合であっても、一度納入された登録料はいかなる理由があっても返還しない。

(登録資格の喪失)

第9条 登録資格の喪失は、次のいずれかに該当した場合とする。

- (1) 新規登録申請期間の30日を過ぎても登録申請を行わなかった場合
- (2) 登録の更新手続きを有効期限の60日を過ぎても行わなかった場合
- (3) 登録申請に関して虚偽内容を記載し申請した場合
- (4) 協会登録資格者としてふさわしくない行為が確認された場合

(個人情報の取扱い)

第10条 協会は、登録資格者の個人情報の取扱いについては、協会の特定個人情報取扱規程に基づき厳重に管理し、協会の事業目的以外に使用しないものとする。

(個人情報の変更届)

第11条 登録資格者は、個人情報に変更があった場合は、速やかに書面又は電子媒体等を利用し協会に届けなければならない。

(その他)

第12条 その他本規程に記載されていない事項及び変更に係る事項については、協会において別途審議し決定する。

<附則>

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

【入金先】

- ◆三井住友銀行 麹町支店 (店番 218)
名 義：コウエキザイダンハウジン ニホンスポーツシセツキョウカイ
口座番号：9195328

【お問合せ先】

- ◆公益財団法人日本スポーツ施設協会
指導者資格管理センター
E-Mail：jsfa99@post-int.com
- ◎お問合せ時間：09：00～17：00
☎ 0422-26-3000 (土日祝日・年末年始を除く)